

『銀行本質論から見た郵便貯金問題』*

松 本 朗

本稿の目的は、まず第1に、近年の金融制度改革論議の中で展開されてきている「銀行本質論」の成果を踏まえて、郵便貯金問題にたいする評価を行うことであり、第2には、郵便貯金の今後のあり方についての私見をまとめる足がかりをつくることにある。

ところで、「金融とはなにか」という問題を提起したとき、一般的には、資金の余剰主体から資金の不足主体への資金の貸借を指す言葉であると答えることができる。金融機関の性格は、一面では、上記した「金融」の仲介を行う経済主体であると捉えることができる。つまり、一方の資金余剰主体から資金を吸収（調達）し、他方の資金不足主体へ資金を供給（運用）する経済主体が金融機関と捉えることが一応可能である。郵便貯金は金融機関の一種であり、その意味で郵便貯金問題は調達と運用の両面から捉える必要がある。しかし、郵便貯金は公的金融の調達面を担う機関とすることができ、分析は金融の一方の側面を中心に行うことになる¹⁾。以下では、まず郵便貯金問題の背景を概観していく。

1) 公的金融の運用面、つまり資金運用部についてもその肥大化について議論されてきていることを付言しておく。また、金利自由化の面から言えば、政府系金融機関への貸出金利の見直しが今後行われると思われる。

公的金融の運用面の分析は今後の課題の一つである。

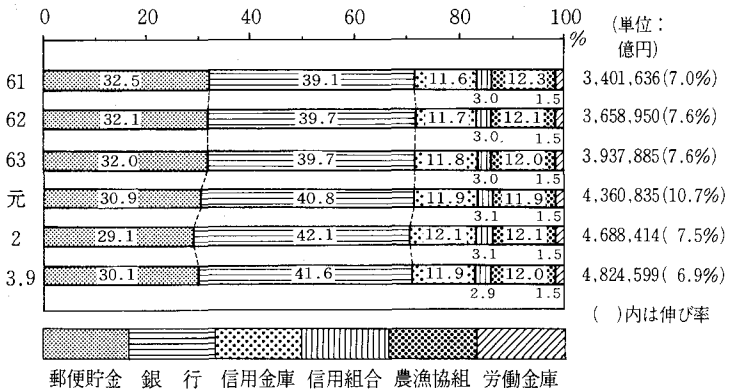
* 本論文は、「地域金融問題研究会」（1993年6月16日、所：メルパルク松山）での報告に加筆修正したものである。

1. 郵便貯金問題の概観

A. 問題発生の実背景

今日郵便貯金問題と言う場合、一般的には、銀行業界からの郵便貯金への、その中でも定額貯金への批判を指すものとも言える。というのは、郵便貯金問題が顕在化した背景に、定額貯金を中心とした郵便貯金の肥大化ということが挙げられるからである。個人別郵便貯金残高の統計をみても、郵便貯金は個人の預貯金の3割を占めている(図1)。この構成比30%という数字は市場シェアとしては限界のところきているという議論である[中村詔史, 1993]。

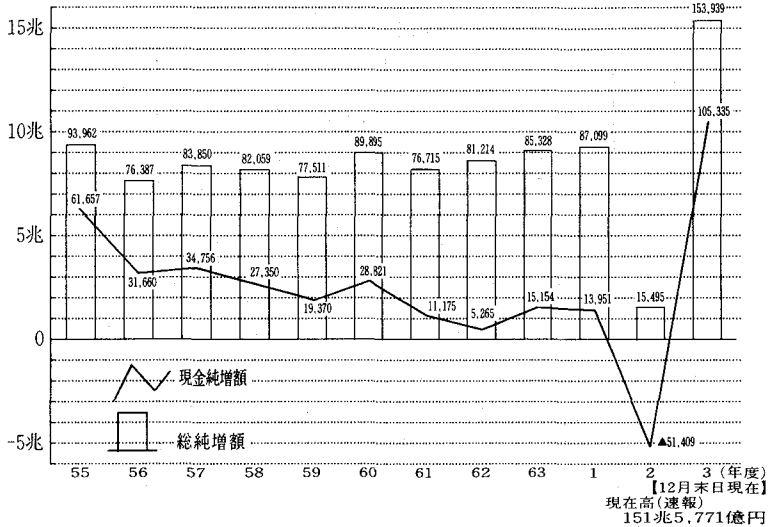
図1 個人預貯金残高に占める郵便貯金のシェア



このような貯金残高統計における長期的傾向以上に、郵便貯金問題が顕在化した背景は、郵便貯金残高の急増である。発端は、1980年度(昭和55年度)の預貯金金利の上昇とグリーンカード問題の中で郵貯が非常に急増したことにある。その後の80年代、郵貯残高の増加率は低下傾向にあったが、'91年度(平成3年度)に再び急速に増加した(図2)。この時の急増が、昨今のように郵貯問題を大きくした背景にある。

それではなぜ、郵貯急増が問題視されるのだろうか。最近の状況を例にとって考えてみよう。'90年以降、バブルの崩壊と不況進行に並行してマネーサブラ

図2 年度別郵便貯金増加状況

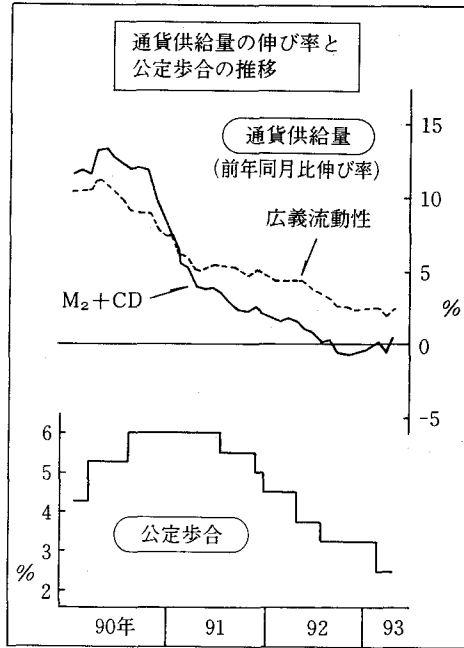


イが急速に落ち込んできている。図3を見ると、マネーサプライの代表的指標であるM2 + CDの伸び率が急激に落ち込んで、ついにはマイナスになっている。銀行預金等の伸び率がマイナスになり、残高が減少している。にもかかわらず、広義流動性は増加している。広義流動性のうちかなりの割合が郵便貯金であると考えられるので、郵貯だけが増加しているといえる。この結果、市中銀行は、銀行預金から郵貯へ相当の資金量がシフトしているのではないかと、いう危機感をつのらせることになった。

この近年のマネーサプライの伸び率減少²⁾と郵便貯金の問題との関連をもう少し異なった視点で見よう。この議論の主張点は、郵便貯金が資金の配分構造、あるいは資金循環構造を歪ませておりそれがマネーサプライのマイナスの落ち込みを引き起こしているというところにある。

2) 近年のマネーサプライ減少の原因や金融政策のあり方をめぐって、日銀といわゆる大学のエコノミストとの間で「マネーサプライ論争」が起こっている。この論争での代表的な著作として、[岩田規久男, 1993] 及び [翁邦雄, 1993] がある。

図 3



'91年度の郵便貯金の個人預貯金の吸収率(個人預貯金の増加額に占める郵便貯金の割合)は、53%にのぼった。この増加は、財政投融资計画の郵貯見込額を金額にして10.5兆円、率にして2.2倍上回る財投郵貯超過額を生み出した。この超過額の約半分は資金運用部と日銀との取引に回ったと見られ、売りオペレーションの効果となって現れたと考えられる。当然銀行の資金ポジションは悪化し、結果的に市中のマネーサプライが減少したと考えられる。言い換えれば、郵便貯金が「壮大な規模でのデイス・インターメディアーション」発生の一翼となり、その結果としてマネーサプライが落ち込んでいる、という議論である[奥村彦彦, 1993]。この議論を敷衍させていけば、郵便貯金の急増が今日のクレジット・クランチ(信用の収縮)の原因の一つとなっているところまで進むことになると考えられる。

B. 金融自由化・制度改革論議の進展と郵便貯金問題

以上述べてきたような背景と同時に郵便貯金の制度改革をせまる議論も進行してきた。この一方は、郵貯急増に対して民間金融機関が非常に危機感を募らせて、大蔵省等の行政当局へ働きかけを行ってきたものである。その端緒は、1980（昭和55）年、民間金融団体意見書「郵便貯金に対する基本的考え方」の提出である。その後、1981年（昭和56年）「金融分野における官業のあり方についての懇談会」が開かれ、そこで「官業は民業の補完に徹するべき」であるという基本的な考え方が提起された。この考え方は、その後の臨時行政調査会や臨時行政改革推進審議会答申の中にも盛り込まれていく。

他方で、金融自由化の流れの中で展開されてきた金融制度改革論に平行して郵便貯金問題が取り上げられてきている。金融制度調査会などでの議論の中心は、郵便貯金も民間と同一条件で競争をしなければならない。つまり、金利自由化の進展に対応して、定額貯金をはじめとする郵便預貯金金利も自由化を進めなければならない、というものである。周知のように'93年6月から定額貯金の金利決定方式が変更された。これはこの金融自由化の流れに沿ったものである。

このように、郵便貯金の問題は制度改革からみれば、今述べた二つの面から捉えられよう。

2. 銀行本質論から見た郵便貯金の異質性

上記した金融制度改革進展においては、制度改革の論議に加え、銀行本質論をめぐる議論も盛んに行われてきた。金融制度が大きく変わろうとしている時に、金融の中心を担ってきた銀行の本質について改めて問い直しが行われてきたわけである。郵便貯金は、銀行と同じように預貯金を取り扱う金融機関であり、銀行の最大の競争者である。であるから、ここで銀行本質論に基づいて銀行と郵貯を比較することは意味のあることであると思われる。そこで本章以降では、銀行本質論から見て、郵便貯金がどのように位置付けられるのか、あるいは、どのような問題点を含んでいるのかということを考えてみたい。

A. 銀行とはなにか

銀行とは何か？こうした問いかけに対して今日までさまざまな回答が示されてきた。また近年それがいつそう盛んに論議されるようになってきている。それゆえ、決定的な回答をすることはおそらく困難であると言える。しかし、次のように言うことはできる。銀行というのは、まず第1に金融媒介機関であるといえる。すでに上記したように金融とは、資金の余剰主体から資金の不足主体への資金の貸借を指す言葉である。金融機関は一面、金融の仲介を行う経済主体であると捉えることができる。銀行もこの役割を担う金融機関であると言える。

これだけで銀行の性格を捉えることができるかという点、そうではない。単純に余っているところから不足しているところへの資金の流れを媒介する金融機関が銀行であるとすれば、生命保険も郵便貯金も、更にいえば、サラ金のようなものも皆金融媒介機関ということになると思われる。それでは、銀行が銀行足りうる大きな特徴はなにか。それは、銀行が金融媒介を行う一方で、信用創造を行うところにある。

さて、信用創造というのは、通貨の供給を意味する言葉である。現代日本の市中銀行が供給する通貨とは、預金である。預金とは、言い換えれば自己宛ての債務である。銀行は自己宛ての債務すなわち預金を設定するという形で、貸し付けを行うことができる。これが信用創造である。銀行とは、信用創造を行う金融機関、言い換えれば、預金という通貨供給を行っている金融機関とも定義できる。

B. 「信用創造が通貨供給である」とは

問題は、金融媒介という性格と信用創造という性格がどういう関係になるかという点にある。結論を先取りすれば、銀行は金融媒介と信用創造とを同時に行っていると答えることができよう。それでは、信用創造を行いながら同時に金融媒介を行うというのは一体どういうことか。それへの回答を示すために、まず、「信用創造によって預金という通貨が供給される」ことの意味から考えていきたい。

先に信用創造を「銀行が自己宛ての債務すなわち預金を設定するという形で、

貸し付けを行うこと」と規定した。しかし、銀行のこの行為が、単純な金融媒介機能の一面であるとするれば、なんら「創造」行為を行っているのではなく、新たな通貨供給を行ったことにはならない³⁾。信用創造が通貨供給であるのは、銀行の行う預金設定による貸し付けが、無準備の債務の貸し付けに他ならないからである。銀行は無準備の債務(預金)を貸し付けるが故に、その行為が「新たな通貨供給」としての意味を持つのである。このことが可能であるためには、銀行の供給する預金が決済手段として十全に機能しなければならない。なぜなら、預金が決済手段として機能するがゆえに、借入れをする経済主体は無準備の債務であっても自らの口座に設定された預金を受け入れるのであり、社会全体で見れば通貨の供給増となって現れるのである。

さて、預金が決済手段として機能する条件とはなにか。それは、第1に、預金の法貨(日本銀行券)との交換可能性と、それを支える銀行の支払準備、第2に、中央銀行のラスト・リゾートとしての存在、および預金保険機構の存在、第3に、ペイメント・システムの存在である[吉田曉, 1988]。

この第3の条件は、特に重要である。さまざまな経済活動は、つねに代金の支払いを完了すること、決済を必要とする。現代社会では、現金以外に、手形・小切手や銀行口座振替などによって決済が行われる。現金ではない後者のような手段による決済の場合、預金の振替等によって取引当事者間の決済が済んでも、最終的に金融機関相互間の債権・債務の相殺残額が残る。そこでその債権・債務残高を清算する必要がある。そのため、金融機関相互の債権・債務残高の集中決済システムを持っている。一般に、このような経済主体相互の取引によって発生した債権・債務を相殺し、社会的な決済を完了させるシステム全体を、ペイメント・システム(決済システムともいわれる)と言う⁴⁾。ペイメント・シ

3) 銀行が単純に「現金通貨を預って要求払預金を提供する」だけであれば、それは「現金通貨を預金通貨に置き換えるだけで、積極的な貨幣供給ではない。」[吉田曉, 1988]

4) 「一国の決済システムは、二段階の重層構造によって成り立っているといえる。すなわち、一般の経済主体は銀行に決済勘定を持ち、それを通じてそれぞれの取引活動から生じた大量の決済を実行し、その銀行は日本銀行に預け金勘定を保有して、最終的な清算を行い決済活動を完結させる。後者は、銀行が共同して構築し・運営している一種の『共同システム』であって、外からはみえないが、決済システムの運営には欠かすことのできない基盤である」[辻信二, 1990], p. 61。

テムの存在によって、社会的に見れば預金は必ずいずれかの銀行に還流するというメカニズムが働く。このメカニズムは、社会的な債権・債務の相殺が集中的に行われることを意味し、預金が現金（ここでは日本銀行券）に転化しないまま決済手段として機能したことをも意味している。つまり、ペイメント・システムそのものが、預金の決済手段化の基本的条件になっているのである。見方を変えると、ペイメント・システムの存在によって一国全体の膨大な取引の決済が、現金通貨の実際の受け渡しなしに効率よく行われている。この意味で、ペイメント・システムは「経済のインフラストラクチャー（社会資本）」といえる。

C. 信用創造と金融媒介

以上、信用創造が「新たな通貨の供給」であり、その基礎条件の一つとしてペイメント・システムの存在があることをみてきた。次に、信用創造機関としての銀行と金融媒介機関としての銀行との関係を考えてみよう。すでに述べたがこれは、銀行の資金不足主体への貸付（信用創造）という行為が、同時に金融媒介（資金の余剰主体から不足主体への資金の流れの媒介）という行為である、ということの意味を考えることである。

まず、なぜ信用創造によって預金通貨が供給されなければならないか、再生産的に視点に立って考えてみよう。拡大再生産（ここでは景気循環上の好況局面として捉えても良い）が進む場合、「社会全体として一方的販売（貨幣資本の蓄積）を上回る一方的購買（現実資本の蓄積）が」行われていく。そのためには、既存の販売によって獲得された資金を原資としない「別の資金によって一方的購買である現実的蓄積が行われる必要がある」。言い換えれば、貯蓄を上回る投資の存在が必要である。それゆえ、「既存の資金で投資されるのではなく、新たに創出された資金で投資されなければならない」。銀行の信用創造は、この貯蓄を上回る投資が起こるという条件が発生すると、それに必要な不足した資金を供給するために行われる [山田喜志夫, 1993]。

次に、信用創造が行われた以降の事態を考えてみよう。銀行が貸付を行うのは、資金の不足主体、つまりこれから新規の投資を行うことを意図している経

済主体が存在するからである。投資を起こそうという誘因が働くと、貨幣が不足する。銀行はそれに対して無準備の債務つまり預金の設定によって貸し付けること（信用創造）で対応する。企業はこの貸し付けられた資金に基づいて投資を行い、生産が開始され、所得が発生する。その所得の一部は財貨の購入にあてられ、他の一部は貯蓄される。こうして資金の余剰主体が生まれる。ペイメント・システムのもとでは、所得は必ずどこかの銀行に振り込まれる。また、貸付を受け、投資を行った企業は、自らの生産物を販売し、実現した価値から返済を行う。さらに、所得のうち貯蓄部分は預金される。個別銀行間では、こうして発生した資金の余剰主体から準備金の補填に必要な預金を獲得すべく、預金獲得競争が展開される。

以上で述べてきたことから、投資→生産→所得の発生→貯蓄（および返済）という社会的な経済過程から見た場合、銀行の信用創造と金融媒介という事態が、事前と事後との関係によって理解される。信用創造は、投資を行おうとする資金不足主体への資金貸付（通貨の供給）であるから、社会的な経済過程から見れば、事前的事態であることを意味している。

次に、信用創造の結果、投資が行われ所得が発生し、資金の余剰主体が生まれ、余剰資金は預金される。また、借り入れをした企業は、自己の商品価値を実現し、借入金を返済する。このようにして、銀行から現金がリークしても、預金あるいは返済という経路で銀行に還流する（還流のメカニズムの貫徹）。

預金を受け入れた銀行のバランス・シート上では、預金に対応した現金準備が増加する。むしろ、銀行は貸付（信用創造）を行った結果必要になった現金準備（社会的に見れば、余剰資金）の補填をこのような預金の受け入れによって達成する。このことは、事後的には、資金の余剰主体の発生＝貯蓄の発生によって、先に行われた資金の不足主体へ資金の融通（信用創造）が行われたと捉えられると言える。この社会的経済過程の事後的な事態を、銀行システム全体で捉えて見れば、一方の預金（準備金）に基づいて他方の貸付が行われているように見えるのである。同じ事になるが、銀行全体の資金の余剰主体から資金の不足主体への資金流通の媒介を行っているように見える。このように、金

融媒介とは銀行の信用創造の事後的・結果的事態を指していると言えるであろう⁵⁾。

D. 郵便貯金の異質性

銀行は信用創造と金融媒介を同時に行う金融機関であり、銀行が銀行であるためには、制度的にペイメント・システムを基礎にした預金の決済手段化（通貨化）が必要であった。このことを前提に比較してみると、郵便貯金というのは、「決済機能を有する」通常貯金を提供していながら信用創造を行わない特殊な金融機関である。また、郵便貯金は、日本銀行を中心とするペイメント・システムには属さない「決済機能を有する」通常貯金を供給していることになる。同時にそのことが、二つの批判を呼び起こす。

第1に、銀行が信用創造を行うことが出来る条件に関することである。銀行が決済性通貨を供給できるのは、システム全体を見ると、ある銀行から流出した預金がどこかの銀行に必ず環流してくるからである。そこで前述した奥村氏の分析のように、近年の郵便貯金の急増が銀行預金から郵便貯金への資金のシフトであるとすれば、それは現代日本の銀行システムの中核をなすペイメント・システムからの完全な資金の流出を意味しているといえる。というのも、郵便貯金は「決済機能を有する」通常貯金を提供しながら、現代日本のペイメント・システムから分離・独立した金融機関だからである。それゆえ、財政投融资計画を超える資金の吸収が起こった場合、それが「ディス・インターメディアーション発生の一翼」となる事態が生じる可能性があるのである。つまり、はじめに述べた現代日本の資金循環構造の歪みの一因は、この異質な金融機関である郵便貯金が媒介するからこそ発生したように見えてくるのである。言うまでもなくそれは、銀行システム全体からの資金流出であるから、銀行それ自身の信用創造能力を低下させることにもなる（クレジット・クランチの一要因）。

このように考えてくると、今日郵便貯金の問題が顕在化している背景は、定

5) 信用創造と金融媒介との関係については、今後さらに検討すべき課題としておきたい。なお、この点については拙稿〔松本朗、1990〕も参照されたい。

額貯金という貯蓄性の金融商品の競争条件の問題に局限できないのではないか。むしろそれ以上に、郵便貯金が、通常貯金（「決済機能を有する」貯金）と定額貯金を結びつけた総合金融商品を提供していること自体に問題の根本があると思われる。

第2に、システムの効率性に関することが挙げられる。そもそもペイメントシステムは、社会的インフラストラクチャーとして、集中的に債権・債務の相殺を行うからこそ効率性を維持できる。しかし、上記したように、郵便貯金は現代日本のペイメント・システムから分離・独立した金融機関であり、「決済機能を有した」独自の通常預金（いわば「預金通貨」）を提供している。これは、決済通貨という社会的インフラストラクチャーを提供している金融機関から見ると、いかにも不経済であると思えてくる。

3. 銀行からの決済性預金供給機能の分離と郵便貯金

上記したように銀行の本質から見た場合に、郵便貯金は金融機関としてまったく異質である。また社会的効率性という視角からも、とくに「決済機能を有する通常貯金」と貯蓄性の金融商品である「定額貯金」とを結びつけた総合口座の提供は、早急に見直しを迫られることになるのであろうか。この点を中心に、アメリカにおける金融制度改革論の中から、郵便貯金の今日的な意義を考える上で一つ参考になるとと思われる考え方を拾い出してみたいと思う。

周知のようにアメリカにおいては日本より一歩先に金融規制緩和、金融自由化論議というものが進んでいる。その中でアメリカの金融機関は、歴史的な経営不安、金融不安に直面することになる。そこで、従来自由化の方向で進んできた金融制度改革の論議は、金融システムの安全性をも考慮した議論を迫られることになった。やや矛盾しているようであるが、金融自由化（金融規制緩和）を行いながら、金融システムの安全性のためにどのように銀行を規制するかという議論が進んでいるわけである。その中で着目を浴びている議論の一つに、NARROW BANK 論という議論がある。NARROW BANK 論は、ブルッキングス研究所の上級研究員のロバート・ライタンが1986年から87年にかけて

展開した。

さて、この NARROW BANK 論を議論する前に、規制緩和にともなつてどの様な問題が発生するかを見てみたい。第 1 に、金融規制緩和（金融自由化）が進んでいくと、金融機関のリスク・テイキングな金融業務も拡大してくる。例えば、自由化に伴う銀行間競争の激化は、預金獲得のための高利回り預金の公衆への提供を促す。他方、銀行は、高収益を維持するために非常にリスクの高い資産を保有せざるを得ない。リスク拡大の可能性は、預金の安全性が脅かされる懸念を呼び、究極的には、決済性預金システムというインフラストラクチャーの安全性の問題へと結び付く。

さらに一般に預金保険制度の存在が、銀行のリスク・テイキングな行動を拡大する＝モラル・ハザードの問題を引き起こすとも言われる。第 2 に、規制緩和による兼業によって、顧客の利益が損なわれる＝利益相反の可能性がある。つまり、自己の利益の為に顧客に不利なサービスをあえて勧めてしまうという事態が起こる⁶⁾。第 3 に、過度な経済力集中の可能性がある。

ライタンによれば、こうした問題が発生するのは、銀行が、預金つまり決済通貨を提供している部門と、貸付部門との両面の役割を同時に行っているから起こるのであり、このような問題を避けて規制緩和を推し進めるために銀行を預金部門と貸付部門に分離しなければならない。そして、預金の安全性を維持するために分離された銀行の預金部門は、その資産を財務省証券や連邦保証債のように流動的で安全な市場性資産に限定する。また、貸付部門は貸付資金を、連邦の保証を受けない債券・CP（コマーシャル・ペーパー）・株式の発行などによって、市場から調達するというものである。

NARROW BANK 論は、当初それに異議を唱えていたジョージ・J・カウフマンを含むブルッキングス研究所のとりまとめた金融構造改革にかんする報告に取り入れられるなど、一定の支持を得た。その背景には、1939 年代の大恐慌以来、シカゴ大学の一部研究者（例えば、ヘンリー・H・サイモンズなど）

6) これへの対策としてファイヤー・ウォールが提唱されている。

によって論じられてきたことがある。「シカゴ提案」として知られている政策提言の特徴は、恐慌の要因を預金銀行の信用拡張に求める立場から、預金銀行を預金部門と貸付部門との二部門に分割し、預金部門を100%準備にさせ、預金部門の段階で信用が拡張される可能性を排除するところにあった。

問題は、こうした議論がアメリカの金融制度論議の基礎に脈々と流れていると言うだけでなく、金融不安の深刻化の時期に銀行規制の一貫として論じられていることである。今日、日本における金融環境の変化（例えば、金融自由化を中心とする金融制度改革論議の進展、バブルの崩壊あるいは中小金融機関を中心とする金融不安定性の増大）は、規制緩和を基本基調とする金融改革論議に、「銀行をどのように規制するか？」という論議を生起させる可能性を秘めていると考えられる。このとき、同様の金融環境を経験しているアメリカにおける金融制度改革論議が敷衍されていくなれば、決済性預金と共に貯蓄性預金を提供している貯蓄専門金融機関である郵便貯金が再評価されることが予想される。なぜなら、郵便貯金は、定額貯金を中心とする貯蓄性預金で調達した預金を、資金運用部という国家保証された資産で運用し、決済性預金を手段とした信用創造を行わない、言わば「100%準備」金融機関だからである。つまり、郵便貯金は、NARROW BANK 論の実験的形態ということができる。

NARROW BANK 論の教訓は、安全確実な金融機関として「決済手段」を提供するという点で郵便貯金の再評価の可能性を示している。とはいっても、既存の銀行において貸付部門と預金部門を分離することは不可能であり、NARROW BANK 論は銀行の役割を無視する議論であることに注意をしなければならぬ。NARROW BANK 論にたいする以下のような批判があることを考慮し、「決済手段」を提供しながら異質な金融機関である銀行と郵便貯金との間の「棲み分け」の意義と可能性についての議論を今後進めるべきであろう。

例えば、ダグラス・W・ダイヤモンドとエール・マネイジメント・スクールのフィリップス・H・ダイピッチは、NARROW BANK 論の基調である100%準備論を次のように批判する。この議論は、銀行が行っている資産変換サービス（短期性預金を受け入れ、長期の貸付を行う）を通じて流動性を創造する機

能の意義を無視するものである。この指摘は、武蔵大学の吉田暁氏の次の議論とも共通する。すなわち、NARROW BANK 論は、商業銀行の流動性供給者としての役割が無視されている。「ナローバンク論者は、一般に支払決済が既に存在するマネー（預金）によって行われるという前提にたっているように思われるが、果たしてそれで経済社会の支払決済の円滑は保たれるのであろうか」。

さらに吉田氏は、信用創造力をもたない機関で弾力的な資金供給ができるかという問題を提起される。そもそも経済社会へのマネーの供給は、銀行の信用創造によって行われる。それは、銀行預金という私的債務の貨幣化を原則としている。それを支えているのが、ペイメント・システムを通じての預金の銀行への還流である。この点を NARROW BANK 論は理解していない。

さらに、ジョージ・J・ベイストンとジョージ・G・カウフマンは、収益性の問題から NARROW BANK 論を批判している。すなわち、NARROW BANK 論の指摘する決済性預金を提供する銀行は、無リスクの有価証券のみに運用するために、低収益に苦しむはずである。ここで取り上げた収益性からの NARROW BANK 論への疑問は、郵便貯金の収益性が将来損なわれ、第二の国鉄になるとの議論と共通する点があり、さらに検討の余地がある。

4. 地域金融機関としての郵便貯金の可能性

NARROW BANK 論は急進的な議論で、銀行業務を銀行本質論で考えた銀行の二面性のうち一方の側面に限定させてしまう議論である。これに対して、NARROW BANK 論と共通する部分を持ちながら、NARROW BANK 論に比べるとやや柔軟なコアバンク論という議論が登場する。

今日の郵便貯金に関する議論の中に業態の自由化を促すものがある（郵貯民営化論）。そうした議論の延長線上には、郵便貯金が今後様々の業務分野で銀行と対等な競争を行う姿が展望される。その可能性がどの程度のものであるかは全くの未知数であり、ここでの検討課題ではない。しかし、本章では郵便貯金の未来像をさぐる一つの手がかりとして、まずコアバンク論を紹介し、地域金融機関として郵便貯金が展開する方向性の意義を考えてみたい。

A. コアバンク論

コアバンク論とは、預金保険を受ける銀行業務を、この議論が主張する銀行業務のコアの部分に限定しようというものである。それでは、コアバンクと言われるものは一体何なのか、また、金融、銀行業務のうちの何がコアになるのだろうか。

コアバンクの想定している銀行業務とは、地域の銀行やその支店が行っている銀行業務である。つまり、「当座預金、貯蓄性預金、マネーマーケット預金等の預金業務、個人や中小企業への貸付業務、そして信託や保管業務である」。しかし、「高レバレッジ取引、発展途上国への貸出、そして大規模な商業用不動産プロジェクトへの貸付、マネーセンター・バンクや大手地方銀行がおこなっているようなグローバルなマネーマーケット市場での業務」、「また、証券の引受けや不動産開発など」の業務は含まない [Bryan, 1991]。言い換えると、銀行のコアになる部分とは、比較的安全な、銀行の「伝統的業務」を指している。コアバンク論は、預金保険の対象となる銀行業務をこのコアの部分に制限することによって銀行のリスク・テイキングな行為を制限しようというものである。このコア・バンク論は、預金通貨を供給している銀行が許容される銀行業務のなかに一定の貸付業務を含んでいるという点で、NARROW BANK 論よりもやや柔軟な考え方であるとも言える。

ところで、コア・バンク論の郵便貯金問題を考える上での教訓は、そのような特徴以上に次の点にあると思われる。

福光寛氏が整理されているように、コア・バンク論を中心とする議論は、金融の証券化が今後大きく進むであろうという予測を前提にした上で、にもかかわらず金融の証券化に対して銀行という金融機関が一定の優位性を持つ業務は、証券発行によって資金調達できない企業や個人への金融サービスの提供である、と主張する。

銀行というのは情報収集や分析能力に非常に優れている。そのような銀行にとっては、信用が高く優良ではあるが、まだ知られていない企業を発掘することは不可能なことではないと言える。むしろ、優良企業でありながら、金融市場

での認知が低いために、証券発行の道が閉ざされている会社への信用供与こそ銀行本来のなすべき姿である [福光寛, 1992]。

銀行の本来のあり方というのは、このような金融の証券化（セキュリタイゼーション）の中で、証券発行によっては資金供給が出来ないような企業、特に地方の企業、中小企業あるいは個人などに自らの情報収集分析能力を使って貸し付けを行い、そして最終的には生産投資の拡大に寄与することにあると考える。

これがなぜ郵便貯金問題を考える上で教訓になるのか。その点を考える前に地域再投資法（CRA）をここで紹介しておこう。

B. 地域再投資法（CRA）

アメリカでは消費者保護という観点からの金融面においても種々の政策がとられてきた。一方、差別是正を目的にした公民権運動の流れがあり、それに沿って1977年の10月、住宅地域開発公法の第8部として地域再投資法（コミュニティ・リインベストメント・アクト：CRA）が成立した。この法律の目的は、金融機関の健全経営を追求しながら、金融機関の特定地域への差別的な融資姿勢を禁止し、地域社会の信用需要を満たすことにある。この法律では、金融機関の地域への貢献度などによって支店開設などの各種許認可申請への諾否が左右されることになった。たとえば、住民の訴えなどによって差別の実態が明らかになった場合、支店の設置などの許認可申請が否認される可能性がでてきたわけである。この法律の主旨は、地域の差別是正を目的としたものであって、特に地域に対して優遇的な割当をしようとしたものではないのであるが、しかし、金融機関の多くはこの法律が設立された以降、融資の計画に対して差別非難を避けるための考慮を払い、更には、当局への各種許認可申請への異議申し立てを防止するために、地域住民団体と協議すると同時に地域開発計画に融資することを約束するという動きが現れたと言われている。

こういったカーター政権下の差別撤廃運動の中で制定された地域再投資法は、規制緩和の時代であるレーガン政権下ではその意義が変わってくることになる。アメリカの場合、州際業務が規制されていたが、その規制がレーガン時代は州

際業務が認められる方向になってきた。その中で金融機関の合併・吸収が進み、銀行業務が広域化・国際化してくる。そのため「地域への貢献」の内容が変化することになったからである。

ここで簡単に CRA の意義をまとめておこうと思う。今日の経済社会では資金はとかく中央に集中しやすく、地域住民は資金配分において差別化を受けやすい立場に置かれていると考えられる。こうした資金配分の歪みを是正し、資金配分の公正の確保をめざしたことがこの法律の第一の意義であろうと思われる。さらに、アメリカでは金融機関の地域への役割が非常に重く見られていると言えるだろう。

C. 私 見

最後に、コア・バンク論と地域再投資法から得られる教訓について私見を述べ、全体のまとめとしたいと思う。上記で整理したようにコア・バンク論の特徴は、金融の不安定化が進む中での決済性預金システムの保護という論点があり、銀行本来のあり方をめぐる論点にまで発展した議論であると言える。銀行のあり方をめぐる議論では、預金保険の対象となるような決済性預金を提供する銀行のあり方として地元企業や個人金融を中心とする地域密着型金融機関を展望していた。

次に、アメリカにおいて、地域への資金配分の公平性や差別的融資を防ぐために地域再投資法などの法制度が整備され、地域開発などに一定の役割を果たしていることを見てきた。後者の地域再投資法の制定の背景は、前者の金融自由化と金融不安定性の中での銀行のあり方をめぐる議論と必ずしもオーバーラップするわけではない。しかし、地域金融重視・資金の地域への公正配分という思想と決済性預金を提供する銀行のあり方をめぐる議論とを結びつけて議論することは十分可能であろう。

ここで、日本における資金構造の特徴を若干述べておきたい。日本では、高度成長期、地方銀行も含めて中小金融機関は、総じてコール市場などへの資金の出し手である。中央の都市銀行は大企業に信用創造によって資金を供給するが、その資金は中央から地方へと散布されていく。都市銀行からリークし、中

小金融機関へ預金された資金は、コール市場などの金融市場を通じて、慢性的な資金不足になっている中央都市銀行に集中され、「資金遍在」が解消されていく。これが日本の資金構造の特徴と考えられる。この点は更に別の機会に詳しくデータその他で検討していきたいが、要するに日本では少なくとも資金構造面だけで見れば、地域に資金が還元されずに中央に吸い上げられてきたということが出来る [熊野剛雄, 1992年, p. 13~15]。

今日、日本においても金融不安定化が進展し、決済システムの安定性をめぐる議論が盛んに行われてきているが、そうした状況と上記した資金構造の特徴をあわせ見たとき、アメリカにおけるコアバンク論や地域再投資法をめぐる議論が日本においても勢いを持ってくることは予想される事ではないかと思われる。

決済性預金を提供する郵便貯金の安定性については、既に述べたので一応おくとして、地域金融機関としての郵便貯金という問題について考えてみよう。郵便貯金は、全国末端まで支店網を展開し、地域に密着した業務を進めている。そればかりではなく、地域において親密な人間関係が形成され、情報の収集に大きな力が発揮できるものと考えられる。既に述べたコア・バンク論を展開する論者も、銀行の伝統的な貸し付けシステムの最も優れた点の一つとして、借り手と貸し手との間に親密な人間関係を挙げているように、これらはコミュニティ・バンクとしての重要な基礎要件であると考えられる。郵便貯金は、そのネットワークや支店機能において、そうしたコミュニティ・バンクとしての基礎的条件を備えているといえる。

今後、郵便貯金は、金融自由化の流れの中で、あらゆる局面で銀行との対等の競争を求められていく可能性は否定できない。その時、現在の日本の金融環境を前提にすれば、郵便貯金がコミュニティ・バンクとして機能していく展望というのは考えられないことではないのではないか。郵便貯金がコミュニティ・バンクとして地域の資金を地域発展のために還元させる役割を担う。そのような可能性と条件は十分に考えられる。

しかし、特定局あるいは末端局を含めたすべての局がコミュニティ・バンク

として融資業務を行うべきであるということを主張しているのではない。当初は、郵便貯金の優れたネットワークを利用して情報の収集・分析能力を高める努力をするべきであろう。そのうえで、各郵政局レベルでの融資業務能力を高めていくことが必要であると考ええる。

【参 考 文 献】

- (1) L. L. Bryan (1988), *Breaking up the Bank (Rethinking an industry under siege)*, [マキンゼー&カンパニー金融グループ 訳(1989年)『銀行システムのリストラクチャリング——“金融の証券化”を勝ち抜く経営戦略——』金融財政事情研究会]。
- (2) L. L. Bryan (1991), *Bankrupt Restoring the Health and Profitability of Our Banking System*, [大沢和人・志村真紀 訳(1992年)『銀行の破産——現代金融システムの再生は可能か——』ダイヤモンド社]。
- (3) 福光寛(1990年)「NARROW BANK論について」『レファレンス』(国立国会図書館立法考査局), 12月号。〈再録〉福光寛『銀行政策論』同文館, 1994年。
- (4) 福光寛(1992年)「金融の証券化と銀行の将来像——コアバンク論について——」『立命館経済学』第41巻第4号。〈再録〉福光『同上書』。
- (5) 福光寛(1993年)「CRA(地域社会再投資法)について」『立命館経済学』第42巻第1号。〈再録〉福光『同上書』。
- (6) 原司郎(1990年)『地域金融と制度改革』東洋経済新報社。
- (7) 諫山正・春田素夫編(1992年)『日米欧の金融革新』日本評論社。
- (8) 池尾和人(1992年, 8/1)「銀行預金と郵便貯金-1-」『日本経済新聞』。
- (9) 池尾和人(1992年, 8/3)「銀行預金と郵便貯金-2-」『日本経済新聞』。
- (10) 池尾和人(1992年, 8/4)「銀行預金と郵便貯金-3-」『日本経済新聞』。
- (11) 池尾和人(1992年, 8/5)「銀行預金と郵便貯金-4-」『日本経済新聞』。
- (12) 池尾和人(1992年, 8/6)「銀行預金と郵便貯金-5-」『日本経済新聞』。
- (13) 池尾和人(1992年, 8/7)「銀行預金と郵便貯金-6-」『日本経済新聞』。
- (14) 岩田規久男(1993年)『金融政策の経済学——「日銀理論」の検証——』日本経済新聞社。
- (15) 熊野剛雄・龍昇吉編(1992年)『現代日本の金融』(現代の金融 下), 大月書店。
- (16) 中川和彦(1993年, 3/20)「郵貯はもういらぬ 財投が“安全神話”のアキレス腱」『週刊東洋経済』, p. 54~58。
- (17) 中村詔吏(1993年, 93/3/11)「記者の目 郵便貯金擁護論に反論」『毎日新聞』, 4面。

- (18) 松本朗(1990年)「信用制度の二側面についての考察——個別資本視角からの信用論の克服をめざして——」『愛媛経済論集』(愛媛大学経済学会)第10巻第2号。
- (19) 根津智治(1992年)「アメリカの金融制度改革における銀行隔離論」『経済経営研究(Economics Today)』(日本開発銀行 設備投資研究所),第13巻第1号。
- (20) 翁邦雄(1993年)『金融政策——中央銀行の視点と選択——』,東洋経済新報社。
- (21) 奥村洋彦(1993年,2/16)「経済教室 資金循環の異常是正急げ」『日本経済新聞』。
- (22) J. L. Pierce(1991), *The Future of Banking*, (藤田正寛監訳,家森信善・高屋定美 訳(1993年)『銀行業の将来』東洋経済新報社)。
- (23) 千田純一(1992年)「ナロー・バンク論の一考察」『カオスの中の貨幣理論』雄松堂。
- (24) 辻信二『金融と銀行(第2版)』学文社,1990年。
- (25) 山田喜志夫(1993年)「信用創造と通貨構造」『国学院経済学』(国学院大学),第41巻第2号。
- (26) 吉田曉(1988年)「ペイメント・システムのリスクと銀行の本質」『武蔵大学論集』(武蔵大学経済学会),第35巻第6号,25~48頁。
- (27) 吉田曉(1993年)「金融システムの安定性とナローバンク論」『金融』(全国銀行協会連合会),10月号。
- (28) 吉野昌甫 監修,津田和夫・及野正男・楠本博 責任編集(1992年)『どう見る これからの日本金融——40人の主張——』経済法令研究会。